

横浜植物防疫協会規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は横浜植物防疫協会と称する。

(組 織)

第 2 条 本会は横浜植物防疫所（以下防疫所という）における植物の輸出入に関係ある事業を行う者をもって組織する。

(所在地)

第 3 条 本会は事務所を横浜市に置く。又必要に応じ理事会の承認を得て出張所を置くことができる。

(目 的)

第 4 条 本会は国が行う植物検疫業務に協力するとともに、輸出入植物検疫業務の円滑な運営を図り、もって国民経済に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 植物検疫に関する啓蒙及び指導。
- (2) 植物防疫所の検査業務に対する協力。
- (3) 植物検疫に関する植物防疫所よりの関係者への指示、命令の伝達。
- (4) 植物検疫に関する情報の収集及び資料の配布並びに必要な調査研究。
- (5) 植物検疫に関する受検手続及び検査等の案内並びに提出書類の作成指導、取次。
- (6) 植物防疫所及びその他関係機関との連絡協調。
- (7) その他本会の目的達成に必要な事項。

第 2 章 会 員

(会員の種別及び資格)

第 6 条 本会を構成する会員の種別及び会員の資格を有する者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 正 会 員

本会の目的に賛同して入会した植物検疫にかかわる業務を継続して行う個人又は法人その他団体。

(2) 特別会員

本会の目的に賛同して入会した植物検疫にかかわる業務を行う前号以外の者。

2. 特別会員は、1ヶ月を限度としてその資格を有するものとみなし、総会の議決権は有しない。

(入 会)

第 7 条 正会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し理事会の承認を得なければならない。

(退 会)

第 8 条 正会員は退会しようとするときは、書面でその旨を会長に届け出なければならない。

2. 正会員が死亡又は解散したときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第 9 条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) 本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為のあったとき。
- (2) 正会員が会費又は賦課金を1ケ年以上納入しないとき。
- (3) 正会員としての義務の履行を怠ったとき。

(会 費)

第 10 条 正会員及び特別会員は総会において定める会費及び賦課金を納入しなければならない。

2. 既納の会費は、返還しない。

(届 出)

第 11 条 正会員は、その名称、代表者氏名又は住所に変更があったときは遅滞なく本会にその旨を届け出なければならない。

第 3 章 役 員 等

(役員の数及び選任)

第 12 条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 10 人以上 20 人以内。

(2) 監事 2 人以内。

2. 理事及び監事は、総会において正会員のうちから選任する。ただし総会で必要と認めるときは、正会員以外から理事を選任することができる。

3. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4. 理事のうちから会長 1 人、副会長 4 人以内を互選により選出する。

5. 必要に応じ理事のうちから常務理事 1 人を互選により選出する。

(役員の仕事)

第 13 条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、又は欠けたるときは、理事会においてあらかじめ定められた順位に従い、その職務を代行する。

3. 常務理事は、常時会務を処理するとともに、会長及び副会長を補佐する。

4. 理事は理事会を組織し、会務を執行する。

5. 監事は民法第 59 条に規定する職務を行う。又理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員の仕事)

第 14 条 役員の仕事は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

2. 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。
3. 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまではなおその職務を行うものとする。
4. 役員の任期中にその所属する事務所を転任又は退職した場合は、後任者が残任期間を引継ぐものとする。

(役員の報酬)

第 15 条 役員には原則として報酬を支払わない。

2. 前項の規定にかかわらず、常勤の役員には報酬を支払うことができる。

(顧問)

第 16 条 本会に顧問若干名を置くことができる。

2. 顧問は理事会の議決を経て会長が委嘱する。
3. 顧問は本会の重要事項について会長の諮問に応じる。

第 4 章 総 会

(総会)

第 17 条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

2. 総会の議長は会長がこれにあたる。
3. 通常総会は、毎年事業年度末終了後 2 ヶ月以内に開催する。
4. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会において必要と認めたとき。
 - (2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的事項を示して請求があったとき。
 - (3) 民法第 59 条 4 号の規定により、監事が召集したとき。

(総会の招集)

第 18 条 総会は、前条 4 項第 3 号の場合を除き、会長が召集する。

2. 総会の招集は少なくともその開催日の 14 日前までに、会議の目的たる事項、日時

場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第19条 総会は、正会員数の2分の1以上の正会員が出席しなければ開くことができない。

2. 正会員は総会において、各1個の議決権を有する。
3. 総会においては、前条2項の規定により、あらかじめ通知された事項にのみ議決することができる。ただし次条第1号より第6号に掲げる事項を除き、緊急を要する事項については、この限りでない。
4. 総会の議事は、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第20条 この規約において別に定める事項のほか次の事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の改訂
- (2) 理事及び監事の選任
- (3) 会費・賦課金の改訂及び徴収方法の変更
- (4) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (5) 事業報告、収支決算及び財産目録の承認
- (6) 解散
- (7) その他理事会において必要と認めた事項

(書面又は代理人による議決)

第21条 正会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2. 前項の代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。
3. 第1項の規定により議決権を行使する者は、出席とみなす。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数及び会議に出席した正会員数
 - (3) 議 案
 - (4) 議 事
 - (5) 議事の経過の概要及び結果
 - (6) 議事録署名人の選出に関する事項
2. 議事録は、議長及び出席会員のうちからその総会において選出された議事録署名人 2 名以上が署名若しくは記名捺印するものとする。

第 5 章 理 事 会

(理事会)

第 23 条 理事会は理事をもって構成する。

2. 理事会は必要に応じ会長が招集する。
3. 理事会の議長は会長がこれにあたる。
4. 理事は、代理人によって議決に加わることができる。

(理事会の議決事項)

第 24 条 この規約において、別に定めるもののほか、次に掲げる事項は理事会において審議又は決定するものとする。

- (1) 会務を執行するための計画、組織及び管理の方法。
- (2) 事業計画等総会には議すべき事項及び総会の招集に関すること。
- (3) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (4) 諸規定の制定又は改廃に関すること。
- (5) その他、理事会において必要と認めたこと。

2. 理事会の議決事項のうち、軽易な事項については書面持回りの議決により理事会の議決に代えることができる。

(規定の準用)

第 25 条 第 17 条第 4 項第 2 号、第 18 条第 2 項、第 19 条、第 21 条並びに第 22 条は理事会に準用する。

第 6 章 専 門 委 員 会

(専門委員会)

第 26 条 本会の事業の円滑な運営を図るため、会長の諮問機関として理事会の議決を経て専門委員会を置くことができる。

2. 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第 7 章 事 務 局 及 び 職 員

(事務局及び職員)

第 27 条 本会に事務局を置く。

2. 事務局に関する規定は、理事会の議決を経て会長が別に定める。
3. 職員は会長が任免する。

(業務の執行)

第 28 条 事務局の業務の執行方法については理事会の議決を経て会長が別に定める。

第 8 章 資 産 及 び 会 計 等

(事業年度)

第 29 条 本会の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(資産の構成)

第30条 本会の資産は次の各号に掲げるものによって構成する。

- (1) 会 費
- (2) 賦 課 金
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 寄 付 金
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第31条 本会の資産は会長が管理し、その方法は理事会において定める。

(経費支弁の方法)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

2. 每事業年度の決算において、剰余金を生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

(監 査)

第33条 会長は每事業年度終了後、次の書類を作成し、監事に提出して監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支に関する決算書類
- (3) 財産目録

2. 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第34条 会長は每事業年度の事業計画及び収支予算案を作成し、総会に提出しなければならない。

(解散の場合の残余財産の処分)

第 35 条 本会が解散した場合、残余財産があるときは総会の議決を経て本会の目的と類似の目的をもつ他の団体に寄付するものとする。

第 9 章 雑 則

第 36 条 この規約において別に定めるもののほか、本会の業務運営上必要な細則は、理事会の議決を経て会長が定める。

付 則

この規約は、総会において議決の日（昭和 56 年 5 月 22 日）より施行する。